

報道関係者 各位

令和4年10月27日

【照会先】

栃木労働局労働基準部賃金室

室長 平井 秀雄

賃金係長 櫻井 百合香

(電話) 028 (634) 9109

令和4年度 栃木県特定最低賃金の改定を答申

- 1 栃木地方最低賃金審議会（会長 太田 正 作新学院大学 名誉教授）は、本日（令和4年10月27日）までに、5の産業に設定されている栃木県特定最低賃金の改正決定について、栃木労働局長（藤浪 竜哉）に答申した。
答申した栃木県特定最低賃金及びその改正後の時間額等は下表のとおりである。
- 2 栃木地方最低賃金審議会は、令和4年8月23日、栃木労働局長から栃木県特定最低賃金の改正決定について諮問を受け、調査審議を重ねてきたものである。
- 3 答申された栃木県特定最低賃金は、今後、所定の手続きを経て、令和4年12月31日から発効される予定である。

【発効予定日 令和4年12月31日】

栃木県特定最低賃金（件名）	改正前 時間額	改正後 時間額	引上げ 額	引上げ率
栃木県塗料製造業最低賃金	992円	1,023円	31円	3.13%
栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	939円	970円	31円	3.30%
栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	940円	971円	31円	3.30%
栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金	947円	978円	31円	3.27%
栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金	940円	971円	31円	3.30%
栃木県各種商品小売業最低賃金	令和4年度改正はありません。 令和4年10月1日以降、栃木県最低賃金（時間額913円）が適用されています。			

※ 栃木県における最低賃金の推移は別紙のとおり。